

多自然川づくり基本指針

1 「多自然川づくり」の定義

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

3 実施の基本

- (1)川づくりにあたっては、単に自然のものや自然に近いものを多く寄せ集めるのではなく、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用すること。
- (2)関係者間で4に示す留意すべき事項を確認すること。
- (3)川づくり全体の水準の向上のため、以下の方向性で取り組むこと。
 - ア 河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりとすること。
 - イ 生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出することはもちろんのこと、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりとすること。
 - ウ 調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくりとすること。

4 留意すべき事項

その川の川らしさを自然環境、景観、歴史・文化等の観点から把握し、その川らしさができる限り保全・創出されるよう努め、事前・事後調査及び順応的管理を十分に実施すること。

また、課題の残る川づくりを解消するために、配慮しなければならない共通の留意点を以下に示す。

- (1)平面計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、過度の整正又はショートカットを避けること。
- (2)縦断計画については、その河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出することを基本として定め、掘削等による河床材料や縦断形の変化や床止め等の横断工作物の採用は極力避けること。
- (3)横断計画については、河川が有している自然の復元力を活用するため、標準横断形による上下流一律の画一的形状での整備は避け、川幅をできるだけ広く確保するよう努めること。
- (4)護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に配慮した適切な工法とすること。

- (5) 本川と支川又は水路との合流部分については、水面や河床の連続性を確保するよう努めること。落差工を設置せざるを得ない場合には、水生生物の自由な移動を確保するための工夫を行うこと。
- (6) 河川管理用通路の設置については、山付き部や河畔林が連続する区間等の良好な自然環境を保全するとともに、川との横断方向の連続性が保全されるよう、平面計画に柔軟性を持たせる等の工夫を行うこと。
- (7) 堰・水門・樋門等の人工構造物の設置については、地域の歴史・文化、周辺景観との調和に配慮した配置・設計を行うこと。
- (8) 瀬と淵、ワンド、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ保全すること。

5 調査研究の推進

「多自然川づくり」にあっては、調査、計画、設計、施工、維持管理の各段階における技術の向上や手法の確立等が必要とされることから、河川管理者等は実際の「多自然川づくり」の取組等を通じて、それらの調査研究にも努めること。

6 広報活動の推進

河川管理者は、地域住民や川づくりに関わる者への啓発のため、「多自然川づくり」の広報活動に努めること。

〔 参 考 〕

多自然川づくりの考え方

「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

平成2年

（「多自然型川づくり」実施要領 第二 定義）

「多自然型川づくり」とは、河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する事業の実施をいう。

- ・平成2年「多自然型川づくりの推進について」の通達が出されて以来、様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた数多くの事例が積み重ねられた。
- ・しかしながら、場所毎の自然環境の特性への考慮を欠いた改修を進めたり、他の施工箇所の工法をまねるだけの画一的で安易な川づくりも多々見られる。

多自然型川づくりレビュー委員会（H17年9月）

平成18年5月 提言「多自然型川づくり」から「多自然川づくり」へ

「課題の残る川づくりの解消」を目指して
現在までの知見や技術が現場において
十分に活用されるような施策を進め、早急に
成果を得るように努める。

「川づくり全体の水準を向上」させるために
中長期的に解決すべき課題も含めて、
技術的な検討や仕組みづくりに取り組み施
策を展開する。

多自然川づくり基本指針（H18年10月）

平成2年に定めた「多自然型川づくり実施要領」を廃止し、多自然川づくりの新たな展開を図るべく「多自然川づくり基本指針」を定める。

多自然川づくり基本指針(H18.10)

1 「多自然川づくり」の定義

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

侵食・堆積・運搬といった河川全体の自然の営みを視野に入れる



地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮



2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

3 実施の基本

- 可能な限り自然の特性やメカニズムを活用
- 河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり
- 生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出は勿論、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくり
- 調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理全般を視野に入れた川づくり

～ 多自然川づくりの目指すもの ～

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくりです。

Point1 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出すること。

Point2 多様な河川景観を保全・創出すること。

Point3 地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮します。



Point1 河川本来が有している自然の営み
(岩手県土谷川)

Point2 多様な河川景観
(気仙沼市)



Point3 地域の暮らしとの調和
(東京都平井川)

～ 課題の残る川づくりの例 ～



河岸構造に工夫が見られるが、河床幅が狭く、川の働きによる砂州や瀬・淵等の多様な河川環境の回復が期待できない。



緩傾斜の緑化護岸が採用されているが、画一的な定規断面であり、河床も平坦で流れに変化が見られない。また、河床幅も狭く、左の写真同様に河川環境の回復は期待できない。



緩勾配を優先させたために極端に河床幅が狭くなっている。緑化護岸を採用しているが、生物の生息環境にはあまり寄与しない。



水際部(低水路)を固定しているため、川の働きによる変化を制約してしまっていると同時に、人工的な印象を与える。